福井県おおい町におけるフレッツ 光マイタウン ネクスト サービス利用規約

第1章 総則及び共通事項

(利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款(以下「IP約款」といいます。)及びこの「福井県おおい町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」(以下「規約」といいます。)に基づき、「福井県おおい町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

(別段の合意)

第2条 この規約に規定する料金その他の提供条件は、IP約款及び当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「音声利用IP約款」といいます。)第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

(利用規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第4条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、IP約款及び音声利用IP約款で使用する用語の意味に従います。

(サービスの区分等)

第5条 本サービスには、次の区分があります。

区分		内容
ファミリータイプ	フレッツ 光マイタウン ネクスト ファ	IP約款に規定するメニュー5-1の1
	ミリー・スーパーハイスピードタイプ	Gb/s のプラン3に係るIP通信網サー

	隼	ビスに相当するもの
	フレッツ 光マイタウン ネクスト ファ	IP約款に規定するメニュー5-1の
	ミリータイプ	200Mb/s の品目に係るIP通信網サ
		ービスに相当するもの
ファミリーライトタイプ	フレッツ 光マイタウン ネクスト フ	IP約款に規定するメニュー5-1の
	アミリーライトタイプ	200Mb/s の品目に係るIP通信網サ
		ービスに相当するもの
		(規約第15条(通信の相手先)に規
		定する通信のみを行うことができるも
		のとします。)

- 2 本サービスに係る契約者は、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプ又はフレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリーライトタイプ間における 区分の変更の請求をすることができます。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、IP約款及び規約に規定する契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

(サービスの提供区域)

第6条 本サービスは、福井県おおい町の一部であって当社のホームページに掲示する区域において提供します。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、IP約款に規定する場合のほか、本サービスに係る契約申込みの承諾に当たって、本サービスを 提供するために必要な電気通信設備(当社がその電気通信回線設備の一部について地方公共団体等から破棄 しえない使用権契約により借り受けているものを含みます。)に余裕のないときは、その申込みを承諾しないことが あります。

(当社が行う契約の解除)

第8条 当社は、IP約款に規定する場合のほか、地方公共団体等との破棄しえない使用権契約の廃止又は契約内容の変更等により本サービスを提供できなくなったときは、本サービスに係る契約を解除することがあります。

(工事費の支払義務)

第9条 本サービスに係る契約者は、本サービスの区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、IP約款の 規定に準じて工事費の支払いを要します。

第2章 ファミリータイプに関する提供条件

(通信の相手先)

第 10 条 ファミリータイプに係る通信については、IP約款に規定する通信のほか、マイタウン内IPv6通信(本サービスに係る契約者回線との間において、通信相手先識別符号としてIPv6アドレスを用いて、IPv6によりIP通信網のみを介して行う通信(当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下同じとします。)を行うことができます。(当社が別に定める区域内のことをいいます。以下同じとします。)

(注) 本条第1項の当社が別に定めるものは、IP約款に規定するIPv6による契約者回線間通信に準ずるものとします。

(料金)

第 11 条 ファミリータイプに関する料金額について、1契約者回線ごとに月額 3,910 円(税抜)とします。

(その他の提供条件)

第 12 条 ファミリータイプに関する提供条件のうち、この規約に規定するもの以外のものについては、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼は、IP約款に規定するメニュー5-1の 1Gb/s のプラン3のもの、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプは、IP約款に規定するメニュー5-1の 200Mb/s のものに関する規定をそれぞれ適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

- (1) IP約款に規定する保守の態様による細目(タイプ1-1、タイプ2に係るものを除きます。)、長期継続利用申出に係る利用料金の適用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、学校に限定した利用料金の割引の適用、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引(総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約若しくは第2種契約の利用休止若しくは解除の通知、又はIP約款におけるメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知と同時に本サービスのIP通信網契約の申込みがあった場合(そのIP通信網契約者とその申出のあった第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者、又はメニュー1若しくはメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限ります。)に適用する期間限定割引を除きます。)等、料金及び工事に関する費用の割引(付加機能に係るものを除きます。)の料金額に関する規定
- (2)限定された期間内に申し込まれた音声利用IP通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引に関する 規定
- 2 ルータ機能付回線接続装置については、IP約款に規定する料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1装置ごとに月額(税抜)

区分		料金額		
ルータ機能付回線接続装置		Ⅲ型	_	
無線LAN対応型ルータ機能付	基本装置	Ⅲ型	300 円	
回線接続装置	増設装置		300 円	
備考 ルータ機能付回線接続装置(Ⅱ型)及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置				
(基本装置がⅡ型のものに限ります。)は提供しません。				

第3章 ファミリーライトタイプに係る提供条件

(利用中止)

第 13 条 当社は、ファミリーライトタイプに係るIP通信網サービスの利用を中止する場合は、IP約款の規定に基づき行う電子メール等による通知又はホームページによる周知に加えて、ファミリーライトタイプに係るIP通信網サービスを使用した周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(料金)

第 14 条 当社は、ファミリーライトタイプに関する料金額について、IP約款に規定する利用料(基本料に限ります。)は1契約者回線ごとに月額 1,000 円(税抜)とします。

(通信の相手先)

第 15 条 ファミリーライトタイプに係るIP通信網サービスに関する通信について、IP約款に規定するメニュー7-2 のものに係る契約者回線(その契約者が福井県おおい町であるものに限ります。)との間で行う通信又はマイタウン内IPv6通信に限り行うことができます。

2 前項に規定するマイタウン内IPv6通信に関する取扱いについては、ファミリータイプに関する規定を準用します。

(その他の提供条件)

第16条 ファミリーライトタイプに関する提供条件のうち、この規約に規定するもの以外のものについては、IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sのものに関する規定を適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

- (1) IP約款に規定するローミング契約、付加機能、情報料回収代行等、保守の態様による細目(タイプ1-1に係るものを除きます。)、長期継続利用申出に係る利用料金の適用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い、学校に限定した利用料金の割引の適用、譲渡承認手数料、証明手数料、支払証明書の発行手数料並びに限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引等、料金及び工事に関する費用の割引に関する規定
- (2) 限定された期間内に申し込まれた音声利用IP通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引に関する規定
- (3) ファミリーライトタイプに係る契約者回線については、音声利用IP約款に規定する利用回線となることはできません。
- 2 ルータ機能付回線接続装置については、IP約款に規定する料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1装置ごとに月額(税抜)

区分		料金額	
ルータ機能付回線接続装置		Ⅲ型	-
無線LAN対応型ルータ機能付	基本装置	Ⅲ型	300 円

回線接続装置 増設装置 300円

備考 ルータ機能付回線接続装置(Ⅱ型)及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置がⅡ型のものに限ります。)は提供しません。

第4章 その他

(起算日の適用除外)

第 17 条 当社は、本サービスに係るIP通信網契約の解除の通知と同時にIP通信網契約(本サービスに係るもの以外のものとします。)の申込みがあった場合は、その本サービスの提供を開始した日をその新たに適用されることとなる長期継続利用申出に係る利用料金の適用の起算日として取り扱いません。

(長期継続利用に係る料金の免除)

第 18 条 ファミリータイプに係るIP通信網契約の申込みをしている契約者は、そのIP通信網契約の申込みと同時にそのIP通信網契約以外の1のIP通信網契約を解除の通知をした場合は、その解除に伴う長期継続利用の廃止に係る料金額の支払いは要しません。

(IP通信網サービスの転用)

第 19 条 本サービスに係る契約者は、I P約款第 22 条の 2 に定める I P通信網サービスの転用を請求することはできません。

附 則

この利用規約は、平成19年5月21日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成24年12月1日より実施します。

附 則

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している「フレッツ・光マイタウンサービス」については、 この改正規定実施の日において、「フレッツ 光マイタウン ネクストサービス」として取り扱います。

附 則

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務 については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和5年3月12日から実施します。

附則

この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。